



支給決定・サービス利用までの流れ（介護給付の場合）

【相談・申請】

- ・市の障害福祉担当窓口や相談支援事業者に相談します。
- ・サービスの利用を希望する場合は、市の障害福祉担当窓口申請します。



【認定・支給決定・計画作成】

- ・面談等を通じて、市や相談支援事業者が、障害程度区分認定・支給決定・サービス等利用計画の作成を行います。



【サービスの利用開始】

- ・サービス提供事業所と契約を結び、利用開始となります。
 - ※同行援護、訓練等給付（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助）、地域相談支援給付の利用を希望する場合は、上記とは手続きの流れが異なります。詳しくはお問い合わせください。

[相談支援事業所 びぽっと]

住所：〒 363-0022 埼玉県桶川市若宮2-32-5 桶川若宮ヤマトビル101号室
電話：048-782-9777 **(一時休止中)**

- <相談利用日> 月～金曜日（土日祝休み）
- <相談受付時間> 10:00～18:00
- <利用料金> 自己負担は発生しません。エリア外の方は交通費のみかかります。
(サービス提供エリアは桶川、北本、上尾になります)

[利用方法]

- (1) 市町村の障害福祉課又は子ども課等担当窓口にて利用の申請をして下さい。
まずはお住まいの市町村へお問い合わせ下さい。
※現在、新規又は支給決定更新の方が優先とのことです。
- (2) 相談支援事業所と契約をし、ご自宅や利用施設又は当事業所でご利用者さん、ご家族のご希望等を伺います。
- (3) 計画の確認をしていただけましたら、当事業所から市町村へ計画書等の書類を提出させていただきます。